

玉村町手話言語条例（案）パブリックコメントに関する実施結果について

■意見の募集期間：令和7年12月10日（水）から令和8年1月9日（金）

■提出があった意見数：2人 10件

No.	提出頂いた意見・提言の内容	町の考え方
1	役所の各所窓口で挨拶ができるようにする。	町は手話通訳者を月3日（第1・3・4月曜日）の午前10時～午前12時まで設置し、手話で行政窓口対応をしております。また、町役場以外の場所は、手話通訳者を派遣して対応しています。今後とも、第3条のとおり、町の責務として手話の理解促進、普及その他手話を使用しやすい環境の整備を進めてまいりたいと考えています。
2	詳細については、筆記の方がいいが、日常会話位はしてほしい。	
3	町3役や町議なども手話ができるようにしていただきたい。	
4	初級から講座を定期的で開催してほしい。	町は手話を学ぶ機会として、手話奉仕員養成講座（入門）、手話奉仕員養成講座（基礎）を隔年で実施し、さらに、令和7年2月には「初めての手話講座」を開催しております。今後とも、第8条のとおり、町民が手話を学ぶ機会の確保に努めてまいりたいと考えています。また、事業所の役割として第6条のとおり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めることとしていることから、手話の理解促進、普及のため、手話講座を玉村町在住者だけでなく、在勤、在学者も対象としてまいりたいと考えています。
5	各地区の研修所でも講座をしてほしい。	
6	居場所とか重田住宅でも開催してほしい。	
7	スーパー等、手話の勉強をしてほしい。	
8	学校でも子どもたちに手話を教えてほしい。	町は令和7年度から小学校3校で手話体験学習の講師を派遣し、子どもたちへの理解促進、普及啓発を進めています。今後とも第9条のとおり、学校教育における手話への理解促進、普及促進を進めてまいりたいと考えています。
9	小中学生に手話を広めたい。	
10	聾学校へ定期的に訪問ツアーを組んでほしい。子ども達の交流をしてほしい。	